

令和4年度文京区特別職報酬等審議会の要旨

- 1 日時
令和4年11月15日（火） 午後6時から午後7時まで
- 2 会場
文京シビックセンター16階 庁議室
- 3 出席者
【委員】
吉岡新委員、諸留和夫委員、雨宮由卓委員、鵜野真理子委員、長田祐美委員、川村明久委員、千代和子委員、宮崎治子委員、横山敏秀委員
(野本章平委員は欠席)
【事務局】
総務部長、総務部総務課長、総務部職員課長、企画政策部財政課長
- 4 配付資料
文京区特別職報酬等審議会委員名簿
資料第1号 文京区特別職報酬等審議会条例
資料第2号 文京区特別職報酬等審議会の運営等について
資料第3号 文京区長及び副区長給与条例
資料第4号 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例
資料第5号 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
資料第6号 特別職等の職務
資料第7号 文京区の財政状況
資料第8号 令和4年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要
資料第9号 文京区特別職報酬等月額（増減率）の推移
資料第10号 特別区比較資料
- 5 会議の概要
 - (1) 会長及び職務代理者の選任 18:00
審議会条例第5条第2項の規定により、吉岡委員を会長に選定
審議会条例第5条第4項の規定により、吉岡会長が諸留委員を職務代理者として指名
 - (3) 審議会の運営等について 18:04
資料第2号
 - (4) 資料説明
資料第7号・・・財政課長説明 18:11
資料第8号・・・職員課長説明 18:13
資料第3号から第6号まで、第9号及び第10号・・・総務課長説明 18:15
 - (5) 事務局案の説明 18:45
参考資料 特別職の報酬等の改定について（案）・・・総務課長

(6) 主な意見・質疑 18:24～

委員 特別区人事委員会から10月11日に勧告があったということだが、実際にこの勧告に従って適用されるのはいつからか。

事務局 一般職の特別給は12月の支給分から適用、月例給は4月に遡っての適用である。

事務局 本区の特別職の場合は、過去から、いわゆる遡及はせずに直近で適用するという考え方でやってきた。今年は、12月1日が現在開会している議会の最終日となるため、そこに向けて条例の提案を行うと、12月1日が基準日になる。条例が改定される場合、適用は12月か、日にちによっては1月からと考える。

委員 先ほど総務課長から、文京区の特別職の年収が23区中最下位近くに位置しており、その要因としては、期末の月数が他の区と比べて少ないという説明があった。これは、特別職に勤勉手当という概念はなく、期末手当の月数だけであるが、特別区人事委員会の勧告では、今回のように、一般職の勤勉手当を引上げとしてきたことが関係していると考ええる。特別職は、勤勉手当の概念がないことは理解しているが、今回期末手当の月数を引き上げるとすることは考えているか。

事務局 委員の説明のとおり、一般職は、期末手当と勤勉手当を合わせて、いわゆるボーナスという考え方が取られているが、特別職は、勤勉手当という概念がなく、期末手当のみである。

近年、特別区人事委員会では、一般職の特別給が引上げとなる場合、勤勉手当を引き上げるという勧告が続いている。その間、職員は、当然勧告に基づき上がってきたが、文京区では、特別職は勤勉手当という概念がないとして、期末手当を上げてこなかった。一方、他の自治体では、一般職は勤勉手当が引上げという場合であっても、特別職は期末手当と勤勉手当の区別をせずに、勧告を反映し、特別職の期末手当の月数を職員と同じように引き上げたところも多くあり、それにより段々と差が開いた。

文京区も、最近の人事委員会勧告の傾向を見て、今後、一般職の特別給の引上げ勧告の際に、勤勉手当への割り振りが続くと、特別職の期末手当を引き上げることができないことに対して問題意識があった。そのため、三年前のこの審議会場で、他の自治体と同じように、今後は期末手当と勤勉手当の区別をせず勧告を反映して、引上げをしていきたい考えを説明し、その方向でよいとの意見を頂戴した。この意見を参考とし、その時点から方向性を変えた。

ただ、しばらく据え置いていた間に、他の自治体が上がった分は、なかなか差は詰まらない状況が続くと思われる。その差を一気に詰めるというのは、また別の考え方が必要であり、現在は、そのような考え方は取っていないが、三年前から考え方の切替えをしたというのが現状である。

今回事務局案としては、期末手当は0.1月引上げを考えている。一方、報酬等

月額、令和4年度の勧告における一般職の月例給改定の考え方が、公民較差896円(0.24%)を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げであることや昨今の社会情勢等を踏まえ、特別職の報酬等月額は据置きとする案で考えている。

また、近年特別職の報酬等月額の改定案の作成においては、年齢層にかかわらず勧告全体の増減率を参考にしてきた。今回、初任給及び若年層を対象とした引上げであることを理由に据え置くことにした場合、0.24%の引上げは留保する形とし、次年度以降の勧告後の検討において参考としたい考えである。

委員 結局、文京区は、正直にやっていたということだとは思いますが、今回は、0.1月の増加であるが、個人的には0.2にしてもよいのではと思う。ただ、過去の経過があって、いきなりここで0.2にするのは理屈が立たないかもしれない。
文京区の特別職の期末手当の割合と一般職の期末手当の割合が一致しないのは、どこかのタイミングで調整したのか。

事務局 過去に大きな調整をしたことがある。地域手当という概念を基本給と合わせてならず時に、期末手当の額を調整した経緯がある。

委員 今、世間は、物価高なのに賃金の上昇がなかなか進まないという中で、期末手当を0.1のほかにも上げてよいのではという意見はある。ただ、理屈が立たないとするならば、今後は、一般職の勧告が勤勉手当の引上げであった場合も、特別職は期末手当として引き上げるべきだと考える。

事務局 他の自治体より引上げをする数字が大きいというのは、住民の方から理解をいただくのが難しい部分がある。

委員 ほかの自治体と比べ、かなり差を付けられていることに違和感があり、本当は差をここで一気に埋めるというのが一番理想だと思う。しかし、それだと区民の理解が得られないという問題が出てくるのであれば、とりあえずの理想を追いつつ、この理屈を何か詰めていくことは考えるとして、とにかく0.1月上げて、今回は勧告どおりにするというのが一番現実的かと考える。
他の自治体と比較して余りにも低いというのは、同じような仕事を頑張っているのに、きちんとした報酬が出ないのはどうなのかと。その辺りはご検討いただき、今回0.1だとしても今後ロジックを考えて、最終的には追い付く形を採るのがいい姿なのかなと思う。

委員 私も、23区で見たときに、余りに下位のものが多いので、今後は一般職の勧告が、勤勉手当の引上げであった場合も、特別職は期末手当として引き上げるべきだと考える。

委員 職員の給与に関しては、23区特別区は一律で決めているが、特別職だけ区ごとに考えるということか。

事務局 現状は、そのようになっている。

委員 文京区の特別職の年収が、22番、23番という議論をしているが、文京区の人口の規模と税収を踏まえる必要がある。人口の多いところは税収も多いと思うし、事業所の多いところも税収が多いと思う。税収が多いところは上げてもいいが、文京区は、人口は下から数えたほうが早い。そうすると、区長の年収も一番人口が多いところと一緒にするわけにはいかない。1人当たりの区民の負担も変わってくるから、23区中の順位や金額だけで決めるわけにはいかないと考える。

事務局 参考までに、資料第10号の2枚目「特別職等年収一覧（区長）」に人口の順位が載っており、文京区は19番目である。

特別職の報酬等の考え方は、各区がそれぞれ違う考え方でやっているのが実態である。審議会の開催についても、文京区は勧告があった場合に集まってご審議いただく形だが、3年に1回しか審議会をやらない自治体もある。当然そういった自治体では、審議会を開催せずに金額を動かすことはない。また、審議会を勧告の有り・無しに関係なく開く自治体もある。自治体により意見の伺い方も異なるので、長い歴史の中でそれぞれ首長の考え方も反映しながらやってきていると思われる。一方、職員は、組合との関係もあるので、統一的にやっているというところで違いが出ている。

委員 地域手当がない区が四つあり、廃止と記載がある。これは、以前は支給していたということか。

事務局 文京区の場合は、以前は基本給に地域手当を加えた金額を支給していた。しかし、地域手当という概念が特別職には適さないとして、現在、特別職は、基本給に地域手当相当額を含めた額を基本給としている。先ほど、地域手当を整理する時に期末手当を動かしたと説明したが、地域手当自体は廃止と記載があり、地域手当も含めて基本給に統合したというのが実態に近い。

会長 皆様から様々なご意見をいただいたが、全員一致の結論とすることが努力目標となっている。会長としては、月例給は据置きとすることを審議会の結論としたいと考えるが、いかがか。

全員 異議なし

(7) 答申（案）について説明・・・総務課長 18:51

会長 答申文については、今説明のあった案を基本として事務局に案をまとめてもらい、近日中に委員の皆様へ送付の上、ご確認いただきたい。その後、内容を確認の上、区長に答申文をお渡しする流れでいかがか。

全 員 異議なし

(8) 事務局からの事務連絡・・・総務課長 18:55

会 長 以上で、審議会を終了する。熱心な審議に感謝したい。

－終了－ 19:00